

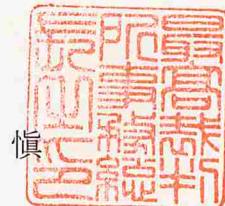
最高裁秘書第5891号

令和元年12月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月26日付け（同月27日受付、第014222号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

第73期導入刑事裁判資料「刑裁起案についての注意事項」と題する文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

## 刑裁起案についての注意事項

刑事裁判教官室

- 1 起案においては、配付される所定の表紙及び起案用紙を使用する。  
起案用紙には、1行おきに記載する。
  - 2 筆記用具は、黒インクのペン（ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）とし、特に許可を受けた場合を除き、パソコンの使用は認めない。
  - 3 修習記録等には書き込みをしてもよい。また、付せんを貼付してもよい。
  - 4 起案においては、人物、証拠及び条文の表記について、次のように簡略化してもよい。
    - (1) 被告人、被害者、その他的人物の表記
      - ア 被告人については、「被告人」又は「A」とする。  
ただし、被告人が複数ある場合には、「氏」又は「名」を記載するか、「A〇〇（氏又は名）」と記載する。
      - イ 被害者については、「氏」又は「名」を記載するほか、「被害者」又は「V」で足りる。  
ただし、被害者が複数ある場合には、「氏」又は「名」を記載するか、「V〇〇（氏又は名）」と記載する。
      - ウ 被告人及び被害者以外の者については、「氏」又は「名」を記載する。
    - (2) 証拠の表記
      - ア 証拠の表記には証拠番号（甲1等）又は略語を用いてよい（後記の例参照）。記録の頁数によって証拠を特定する必要はない。
      - イ 同じ種類の証拠が複数ある場合でも、そのうちのいずれであるのかを、作成日付や作成者等によって特定する必要はない。
- ※ 略記の例

証人Xの公判廷における供述

X証言又はX供述

被告人の公判廷における供述

V証言又はV供述（被害者の場合）

〇〇の検察官に対する供述調書

A供述又はAQ

〇〇の司法警察員に対する供述調書

〇〇PS 又は 〇〇檢面

司法警察員〇〇作成の実況見分調書

〇〇KS 又は 〇〇員面

司法巡査〇〇作成の引き当たり捜査報告書

実又は実況見分調書

司法巡査〇〇作成の引き当たり捜査報告書

搜報又は捜査報告書

医師〇〇作成の鑑定書

鑑又は鑑定書

(3) 条文の表記

条文の表記には略語を用いてよい（後記の例参照）。

※ 略記の例

刑事訴訟法 321条1項2号 → 法 321 I ②

刑事訴訟規則 199条の13第2項1号 → 規 199の13 II ①

刑法 246条1項 → 刑 246 I

本文→本 ただし書→但 前段→前 後段→後

5 加除訂正する場合には、元の記載を2本線等で消し、行間等に新たに記載する。修正液等は使用しない。

6 起案は、表紙を付した上、出題の順序に従い起案用紙を綴る。なお、下部欄外中央部分に通し頁を付する。

7 早めに起案の作成を終えた場合には、終了時刻前に提出することもできる。

8 起案の際は、六法（判例付きも可）を参考することができる。六法は、各自持参する。

9 合議は一切禁じる。

起案時間中は、資料室に立ち入ることはできない。

起案時間中は、携帯電話の電源を切っておく。

10 修習記録等は後日回収する。それまでは各自において紛失しないよう保管する。

修習記録等は、実際の事件に基づいて作成したものであるから、その内容は秘密扱いとする。

11 修習記録等を複写してはならない。

以上